

宮崎県中央福祉こどもセンター給食業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

宮崎県中央福祉こどもセンター（以下「福祉こどもセンター」という。）給食業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

宮崎県中央福祉こどもセンター給食業務委託仕様書による。

3 委託料

(1) 委託額

委託期間中の委託額は33,184,800円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。また、委託額は管理運営費に係る人件費等の経費であり、食材料費は含まない。そのため、8(2)②提出書類の見積書及び費用内訳書には、食材料費を含めずに提出すること。なお、食材料費については、決定した受託者と別途単価契約を締結する。

(参考)

| | |
|-------------------------|----------|
| 児童・女性の単価 | |
| 朝食：230円、昼食：390円、夕食：410円 | 計 1,030円 |
| 幼児の単価 | |
| 朝食：182円、昼食：308円、夕食：324円 | 計 814円 |
| 乳児の単価 | |
| 朝食：162円、昼食：274円、夕食：288円 | 計 724円 |
| 予備食：300円 | |

(2) 委託額の支払方法

委託料は、月を単位で支払うものとし、受託者から請求を受けた日から起算して30日以内に支払う。

なお、食材料費については実績に応じて毎月支払うものとする。

4 委託期間

委託期間は、令和5年12月1日から令和8年11月30日までとする。ただし、次に掲げる場合には契約を解除することがある。

(1) 受託者が本件業務に違反したとき。

(2) 受託者が委託期間内に委託業務を履行する見込みがないか又は履行することができないと認められるとき。

- (3) 本契約の履行に関し、従事者に不正行為があったと認められるとき。
- (4) 受託者が関係法令により行政上の処分を受けたとき。
- (5) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからウまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約をしたと認められるとき。

オ 乙が、アからウまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入その他の契約の相手方としていた場合（エに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

5 参加資格要件

本件業務委託企画提案競技に参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 給食の提供に関する業務について、過去5年以内に実績を有する者であること。
- (2) 委託業務を開始する日までに、食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）に規定する営業許可その他本件業務に関連して必要な法令に基づく許可、認可等を受けることが確実であること。
- (3) 本件業務の企画提案書提出の日までに、物品の買い入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (4) 宮崎県に本店又は営業所を置く者。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本県から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない法人等であること。
- (6) 本県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名保留、指名停止、その他の一定期間を定めて指名の対象外とする措置を受けていない法人等であること。
- (7) 企画提案書の提出期限の日から起算して1年前の日までの間に労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた法人等でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (9) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、

又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。

- (10) 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人等であること。
- (11) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (12) 業務が困難になった場合に備え、代行による体制を整備していること。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|----------------------|----------------------------|
| (1) 公告 | 令和5年10月16日（月） |
| (2) 質問等の締切 | 令和5年10月23日（月）午後5時 |
| (3) 質問に対する回答 | 令和5年10月27日（金） |
| (4) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和5年10月30日（月）午後5時 |
| (5) 企画提案書の提出締切 | 令和5年11月6日（月）午後5時 |
| (6) プレゼンテーション | 令和5年11月13日（月） |
| (7) 審査結果の通知 | 審査会により契約候補者を選定後、速やかに参加者へ通知 |

8 企画提案競技の方法

(1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（様式第1号）を提出すること。

- ① 提出先
下記15を参照
- ② 提出期限
令和5年10月30日（月）午後5時
- ③ 提出方法
電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

(2) 企画提案書の提出

- ① 企画提案書の内容
本実施要領2「委託の内容」を参照の上、提案すること。
- ② 提出書類
次の書類をA4ファイル（タテ型）に綴じて正本1部と副本10部（副本は、複写可とする。）提出すること。なお、企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
ア 企画提案書提出書（様式第3号）

イ 本件業務に関する企画提案書

ウ 見積書（記名・押印要）

委託業者の選定に当たっては、見積書に記載された金額（以下「入札価格」という。）の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって選考するので、提案者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（税抜き金額）を見積書に記載すること。

エ 費用内訳書（様式第4号）

オ 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

カ 当該法人等の概要（委託業務のために配置可能な人員等に関する記述を含む。）を記載した書類（様式第5号）

キ 当該法人等の役員名簿（氏名にふりがなを付されたもの）

ク 宣誓書（様式第6号）

ケ 医療施設、介護・福祉施設、学校給食関係、保育所その他の社会福祉施設において給食を全面受託している場合の主な受託実績先の名称及び受託期間を提示すること。

③ 提出先

下記15を参照

④ 提出期限

令和5年11月6日（月）午後5時

⑤ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち郵便書留に準ずるものをいう。以下同じ。）

なお、郵便等による提出は、④の提出期限内に到着したものに限り受け付ける。

⑥ 留意事項

ア 法人が提出した企画提案書等の著作権は、提出した法人等に帰属すること。

ただし、福祉こどもセンターは、必要な場合において企画提案書等の内容の全部又は一部を使用することが出来ること。

イ 提出された書類は、返却しないこと。

ウ 提出された書類や審査結果は、情報公開条例の規定に基づき開示することがあること。この場合において、個人情報又は法人等の正当な利益を害する情報は、非開示となるものであること。

エ 提出期限後、書類の再提出又は差し替えは、認めないこと。

オ ②の提出書類のほか、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合があること。

カ 提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(3) プレゼンテーション

日 時：令和5年11月13日（月）

場 所：宮崎県中央福祉こどもセンター3階小研修室

実施方法：参加者によるプレゼンテーション方式

- ① プレゼンテーションは、1社当たり、説明40分 質疑10分 計50分
- ② 各社の審査順は、企画提案書の提出順とし、発表時間は別途通知する。

(4) 質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書に関する質問は、質問書（様式第2号）を提出すること。

① 提出先

下記15を参照

② 提出期限

令和5年10月23日（月）午後5時

③ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

④ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、令和5年10月27日（金）までに県庁ホームページに掲載する。（質問者名は公表しない。）

(5) 審査項目

審査会において評価する事項及び配点比率は、別紙1「受託候補者選考評価基準」のとおりとする。

(6) 選定方法

福祉こどもセンター内に設置した給食業務委託業者選考審査会（以下「審査会」という。）において、企画提案内容を書面審査、プレゼンテーションに基づいて評価を行い、評価点数の合計点が最も高い者を受託候補者として選定する。

(7) 審査の通知

審査結果は、審査会による契約候補者の選定後、採択・不採択にかかわらず速やかに書面で通知する。

なお、審査の経緯は公表しない。また、審査結果に関する異議は一切受け付けない。

(8) 選定対象の除外等

次のいずれかに該当する法人等は、当該参加者の参加資格を欠格とする。また、(6)の決定を受けた受託候補者が、当該決定後に次のいずれかに該当することとなったときは、当該決定を取り消す。

- ① 当該手続きの参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき

- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽内容、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続きに関する条件に違反したとき

9 契約の方法

(1) 契約の締結

- ① 受託候補者と福祉こどもセンターは、採択された企画提案書の内容に基づき、業務内容及び管理の基準に関する細目的事項等について協議の上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- ② 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

(2) 契約保証金

受託者は、契約に際して契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付しなければならない。ただし、過去2箇年の間に国もしくは地方公共団体等と同種同規模の契約を2回以上締結、履行した実績等、宮崎県財務規則（昭和39年規則第2号）第101条第2項各号に定める要件に該当する場合には免除する。

(3) 留意事項

受託候補者が(1)の契約の締結までの間に次のいずれかの事項に該当することが判明した場合は、契約を締結しないことがある。

- ① 資金事情の悪化等により、適正な施設管理を継続することが確実でないと認められるとき。
- ② 著しく社会的信用を損なう行為をしたこと等により、受託者としてふさわしくないと認められるとき。

10 福祉こどもセンター及び受託者の責任の分担

福祉こどもセンター及び受託者の責任は、原則として次の表の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の責任の欄に○印の付いた者が負うものとする。なお、その詳細は、契約書及び仕様書に記載するものとする。

| 項目 | | 責任分担 | |
|----------|--------------------------|-----------|------|
| | | 福祉こどもセンター | 受託者 |
| 物価の変動 | 人件費などの管理経費の増 | | ○ |
| | 物価変動に伴う光熱水費等 | ○ | |
| 関連法制度の改正 | 施設等の設置基準の変更に伴う施設等の新築又は改良 | ○ | |
| | 施設等の管理基準の変更に伴う管理経費の増 | | 協議事項 |

| | | | |
|----------------------------------|--|---|------|
| | 上記以外のもの | | ○ |
| 不可抗力 | 不可抗力（天災等福祉こどもセンター又は受託者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的人為的現象）に伴う施設等の損壊等により、委託業務が実施できないこと又は支障が生じる場合 | | 協議事項 |
| 施設、設備及び備品(以下「施設等」という。)の損傷 | 施設等の設置上の明白な瑕疵に係るもの | ○ | |
| | 施設等の管理上の明白な瑕疵に係るもの | | ○ |
| | 上記以外のもの | | 協議事項 |
| 施設等利用者等への損害賠償 | 施設等の設置上の明白な瑕疵に係るもの | ○ | |
| | 施設等の管理上の明白な瑕疵に係るもの | | ○ |
| | 上記以外のもの | | 協議事項 |
| 委託業務に要する経費(上記の責任分担とされたものを除く。)の負担 | | ○ | |
| 火災保険の加入 | | ○ | |
| 包括的管理責任 | | ○ | |

11 記録及び報告

(1) 実施計画及び実績報告

年間の委託業務の実実施計画書については、初年度分を契約時に、翌年度以降分を前年度の1月末までに提出すること。また実績報告書については、各月分を翌月の10日までに、各年度分を当該年度終了後30日以内に福祉こどもセンターに提出し承認を受けること。

(2) 作業記録

作業日誌記録を作成し、実績月の翌月上旬に福祉こどもセンターに報告すること。

(3) 残食記録

下膳の際、残食状況を調べ福祉こどもセンターに報告すること。

(4) 健康管理記録

業務従事者の健康管理状況について、健康診断、検便等を行った都度その結果を速やかに福祉こどもセンター報告すること。

12 適正な委託業務の継続が困難になった場合における措置

- (1) 受託者の責めに帰すべき理由により委託業務の適正な実施が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、福祉こどもセンターは、受託者に対して本件業務又は経理の状況に関し報告を求め、実施について調査し、又は必要な指示をするこ

とがある。

- (2) 受託者の財務状況が著しく悪化し、本件業務の適正な実施の継続が困難と認められる場合には、福祉こどもセンターは、契約を解除することがある。
- (3) (1)又は(2)により契約が解除された場合において、福祉こどもセンターに損害が生じたときは、当該契約を解除された受託者は、福祉こどもセンターに、当該損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他福祉こどもセンター及び受託者の責めに帰することができない事由により委託業務の適正な実施の継続が困難となった場合には、福祉こどもセンター及び受託者は、当該委託業務の継続の可否について協議するものとする。

13 添付資料

- (1) 福祉こどもセンター給食業務委託仕様書（別添1）
- (2) 福祉こどもセンター給食業務企画提案書作成要領（別添2）
- (3) 受託候補者選考評価基準（別紙1）

14 提出書類の内容に関する調査

必要に応じて、提出書類等の内容について、聴取調査を行う。この場合において、詳細は、法人等に後日連絡する。

15 書類提出及び問い合わせ先

- (1) 住所 〒880-0032 宮崎市霧島1丁目1番地2
- (2) 担当 宮崎県中央福祉こどもセンター女性保護担当
- (3) 連絡先 電話 0985-26-1551
FAX 0985-28-5894
メールアドレス chuo-fukushi-kodomo-c@pref.miyazaki.lg.jp